

組合員・ご利用の皆さまへ

現金・通帳・証書等のお預かりについて

いつもJAさいたまをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、JAさいたまでは、皆さまの大切な財産を安全にお預かりするため、以下による手続きを定めております。

貯金等お取引の際には、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 職員が、訪問先または店舗窓口において、お客さまから現金・通帳・証書等の重要物をお預かりする際は、**必ず**所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」を作成し、お渡しいたします。

No. _____

おとこころ
おなまえ _____ 様

年 月 日

出資組合員		出資組合員以外		おとこころ おなまえ _____ 様	
受取品	件数	合計金額(円)	備考		
1 現金 小切手 (枚) 手形 (枚)	/		貯金(普通・総合・ 共済積金) [新契約・異動・既契約・返済] その他()		
2 通帳 (普通・総合・定期・積立式定期 定期積金)					
3 貯金証書 (定期・定期積金)	枚		貯金解約(返済)		
4 払戻請求書・貯金解約申込書等 (普通・総合・定期・積立式定期 定期積金)	枚		貯金解約(返済)		
5 申込書等 (普通・総合・定期・積立式定期 定期積金)	枚				
関係書類お渡し方法		郵送・ご来店・持参		手続処理後お渡しするもの	
				①現金 ②通帳・貯金証書 ③手形・小切手 ④引当書 ⑤その他()	

見本

(ご注意)

- 取扱者印のないもの、または合計金額を訂正したものは無効といたします。
- 関係書類「現金」、「通帳・貯金証書」または「手形・小切手」をご来店または持参の方法でお渡しする場合は、本書と引換えにお渡しいたします。
- 受取りいたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。
- 共済積金の小切手および手形での払込みは、原則できません。
- 本書は売買、譲渡または買入できません。
- 本書をなくされたときは、当組合にただちにお届けください。お届け前に生じた事故、損害などにつきましては、当組合は一切その責を負いません。
- 当座入金金額をご利用の場合は、入金額への押印に加え本書を発行いたします。
- 本書に記載した定期積金掛込金は定期積金証書の掛込額欄へ押印した掛込金と同一であり、二度に領収したことを示すものではありません。

農業協同組合

取扱者印

印紙
17号以上
当組合員
以外で収入
金額5万円
以上のもの

(第1-6-3/3)

定期積金掛込専用受取書

おとこころ
おなまえ _____ 様

No. _____
年 月 日

おなまえ	店舗 コード	口座番号	取引金額	取引種別	毎回 回数	ボーナス 回数
				(01:現金 04:他店券)		
				(01:現金 04:他店券)		
				(01:現金 04:他店券)		
				(01:現金 04:他店券)		
				(01:現金 04:他店券)		

見本

(ご注意)

- 取扱者印のないもの、または取引金額を訂正したものは無効といたします。
- 本書は売買、譲渡または買入できません。

印紙
不課税

取扱者印

農業協同組合

上記お受取りいたしました。
なお、本受取書に記載して領収した掛込金は、「定期積金証書」の掛込額欄に記入する日付が本受取書の発行日と同日である限り、同一の掛込の事実を指し、本受取書の記述内容と「定期積金証書」の掛込額欄の記述内容が別個に二度行われたことを示すものではありません。

2. 職員が所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金・通帳・証書等の重要物をお預かりすることはありません。
また、お客さまのご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすること並びにお借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはありません。

3. 所定の「受取書」は、お客さまへ現金お届けや重要書類等をお返す際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管ください。

職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客さまとの対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、お取引のある支店までご連絡ください。